

## 災害時「衣食住」は「住食衣」に転じる

奥田 和子

自然災害が後をたたない。そんななか被災地では「想定外」という嘆きの声が聞かれる。とくに体の弱い人、高齢者、障がい者などいわゆる要配慮者はすみかを失い、想定外の被災生活を送っている。熊本地震では一般の避難所に入れず自宅に戻り軒下避難、ある者は車中泊という不安な日々を送り、安全なすみかを確保することが困難であった。

昔から「衣食住」という言葉があるが、災害時はこの順序が逆転し「住食衣」になる。安心して食事をするにはまず住の確保が必要で、住なしでは安心な食事は望めない。こうした事態は早急に改めなければならない。とくに高齢人口の増大にともないスピード感をもって対処することが求められる。

ここでは、災害時に要配慮者が避難する福祉避難所にスポットを当てて考えたい。2016年に起こった地震<熊本地震（2016年4月14日発災）、鳥取中部地震（2016年10月21日発災）>の2例では福祉避難所は大幅に足りなかった。対策が遅れていたためである。熊本市では要配慮者34,274人にたいして、福祉避難所受入想定人数1,746人を見込み176カ所の福祉避難所を指定していたが、5月2日までに開設できたのは62カ所（35%）にすぎなかった。その理由は、①施設そのものが被災（モノ）②施設の職員が被災し人手不足（ヒト）③障がい者や高齢者に福祉避難所を周知させていない（情報）④日頃地域全体で訓練がされていない（総合管理）などである。



2016年熊本地震で避難所として使用された益城町総合体育館（2016年5月撮影）

これは熊本市だけの問題ではなく、被害の大きかった益城町、南阿蘇村では福祉避難所が開設されず、益城町では別の問題が露呈した。福祉避難所に120人受入を予定していたが、一般避難者が殺到し、現場が混乱したため開設を断念した。ここで福祉避難所の意味を町民が普段から理解していないことが問題であった。要配慮者もそうでない人も日頃から情報を入手し訓練しておくことが必要である。要因ごとに整理すると、以下のようになる。

### 人的要因

- ・内閣府は避難者10人につき社会福祉士や生活相談員を1人配置するように求めているが、多くの自治体は「人手の確保が難しい」という。
- ・指定箇所のうち特別養護老人ホームなどの福祉施設が9割以上にのぼり介護職員も慢性的に不足している。
- ・災害発生時には既存入所者の安全確保が第一であるが、既存人員で避難者対応ができるかどうか心配であると施設長は不安をもちます。

### 物的要因

- ・介護ベッドの準備困難—今回の地震で、現場は必要な備品を独自に準備する必要性を痛感。
- ・町内のバリア化施設が不十分。
- ・指定しようとした施設が「土砂災害指定区域」であるため無理。

### 情報の欠如

- ・福祉避難所を必要とする人数さえ把握していない自治体が多い。
- ・ある要配慮者は福祉避難所がどこにあるのか、場所はおろかその存在さえも知らなかったという。発災後に市役所を訪ねて初めて知ったという。ある町は「一般住民が殺到して混乱する恐れもある」として防災無線で福祉避難所を「救護施設」と伝えた事例もある。熊本地震では、存在を知らなかったため十分な支援を受けられない住民もいたという。

災害の発生により食をとりまく環境は激変し、食事がとりにくい事態になる。結果として、飲まず食わずに近い悲惨な状態を招く。それを防ぐには、個々人が食料と飲み物を自分用に備蓄し自己防衛するしかない。内閣府は1週間以上の備蓄をすすめている。災害発生後に自分に不向きな救援物資を行列してもらうより、発生前に自分向けに準備する方が混乱を防ぎ減災につながる。健康被害により2次災害に陥ることも避けられる。いざという時は自分の非常持ち出し袋をもち危険から逃れる。もし、本人ができないなら、周辺の人たちが内容をよく聞いて代わりに準備し支えることが望まれる。

災害時における要配慮者の取り組みは、まだまだ不十分である。住まいが確保され雨風をよけて過ごせる住環境を整えることこそが最優先課題である。その上ではじめてまともに食事をすることが可能になる。災害はわたしたちの準備状況など頓着せず突然おそいかかる。

(2017年10月)